

## 診療所開設許可事項中一部変更許可申請書の記載要領

事案	厚生労働省令で定める開設許可事項を変更する場合		
根拠法令	医療法第7条第2項及び同法施行規則第1条の14第3項		
提出期限	事前	様式	8
添付書類	1. 開設の目的・維持の方法の変更 新定款、寄附行為、条例等 2. 敷地の面積の変更 新・旧敷地平面図 3. 建物の構造概要の変更 新・旧の建物平面図 4. 歯科技工室 新・旧の建物平面図 5. 病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数 新・旧の建物平面図		
提出部数	2部		
手数料	なし		

様式の記入要領	
「開設者」欄	1. 法人の場合は、法人の名称及び代表者の職・氏名を記載する。医師個人の場合は、開設者医師個人の住所地（住民票のある住所地。）を記載する。 2. 「印」は、法人の場合は法務局へ届け出た法人印を使用する。個人の場合は認印でも可。
1 開設者の住所・氏名	1. 住所は、法人の場合は、定款上の主たる事務所の所在地を記載する。医師個人の場合は、開設者医師個人の住所地（住民票のある住所地。）を記載する。 2. 氏名は、法人の場合は、法人の名称及び代表者職・氏名を記載する。医師個人の場合は、開設者医師個人の氏名を記載する。
2 診療所の名称	開設許可又は変更届されている名称を記載する。
3 開設の場所	1. 住居表示法が実施されている地域は、これによる。 「〇丁〇番〇号」、「〇番〇号」と省略せずに記載する。 2. 住居表示法が未実施の場合、地番で記載する。 3. ビル内での開設の場合は、ビルの名称と階数まで記載する。 「〇×ビル〇階」
4 診療科目	1. 医療法第6条の6及び同法施行令第3条の2に規定されている診療科名を記載する。 (参考)「広告可能な診療科名の改正について」 (H20.3.31 医政発第0331042号厚生労働省医政局長通知) 2. 麻酔科を標榜する場合は、標榜許可証の原本及び写を添付する。
5 変更事項	該当する変更事項欄の□にレを記載する。
6 変更理由	変更理由を詳細に記載する。

## 診療所開設許可事項中一部変更許可申請書の記載要領

様式の記入要領	
①開設の目的・維持の方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 診療所を開設する目的を具体的に記載する。</li> <li>2. 定款、寄附行為等に基づき記載する。 (例)・適正かつ科学的な医療を普及する。(医療法人の場合) ・会社従業員の健康管理を目的とする。(企業内診療所の場合。)</li> <li>3. 診療所を財政的に維持する具体的な方法を記載する。 (例)・社会保険診療報酬等による。(医療法人の場合) ・会社で全経費を負担する。(企業内診療所の場合。)</li> </ol>
②従業員の定員	<p>定員とは、開設者が定めた必要人員数(従業員数)のことである。診療所においては、従事者数の法定基準はありませんが、医療を提供するために必要な適切な人員を確保するものとする。(療養病床にかかるものを除く。)</p>
③敷地の面積及び平面図	<p>診療所にかかる敷地面積を記載する。(小数点第2位まで。) 敷地とは、一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地である。</p>
④建物の構造概要及び平面図	<p>該当する変更事項欄の□にレを記載する。</p>
変更内容 ④-①新・増築	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建物延床面積は、当該診療所建物の各階床面積の合計を記載する。ビル内診療所の場合、当該ビル建物の各階床面積の合計を記載する。(小数点第2位まで。)</li> <li>2. 診療所面積は、当該建物の診療所部分の面積を記載する。(小数点第2位まで。)</li> <li>3. 構造種別は、「鉄筋コンクリート」「木造」等を記載する。</li> <li>4. 室名欄は、新・増築部分に設置する施設の室名を記載する。</li> <li>5. 床面積欄は、新・増築部分に設置する施設の床面積(壁心)を記載する。</li> </ol>
④-②建物の除却	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 建物延床面積は、当該診療所建物の各階床面積の合計を記載する。ビル内診療所の場合、当該ビル建物の各階床面積の合計を記載する。(小数点第2位まで。)</li> <li>2. 診療所面積は、当該建物の診療所部分の面積を記載する。(小数点第2位まで。)</li> <li>3. 変更面積は、新旧の差し引きした面積を記載する。</li> <li>4. 構造種別は、「鉄筋コンクリート」「木造」等を記載する。</li> </ol>
④-③各室の用途変更・改造	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各施設ごとに新旧の室名を記載する。</li> <li>2. 改造により施設の区画が分割・統合する場合は、区画ごとに床面積の小計を記載する。</li> </ol>
⑤歯科技工室	<p>歯科診療所で、歯科技工室を設置する場合は、その概要を記載し、また、有無を○で囲む。</p>

診療所開設許可事項中一部変更許可申請書の記載要領

様式の記入要領	
⑥病床数	<p>1. 用途変更により病室から他施設へ変更した場合についてもその病床増減を記載する。 (病室名)</p> <p>2. それぞれの病室名を記載する。また平面図と同一の室名を記載し、様式と一致させる。 (病床数)</p> <p>3. 1病室あたりの病床数を記載する。</p> <p>4. 療養病床は1室あたり4床以下とすること。 ※医療法施行規則附則第4条に経過措置あり。 (平成13年1月31日厚生労働省令第8号) (床面積)</p> <p>5. 建築基準法による床面積(壁芯)を記載する。 (有効内法床面積)</p> <p>6. 内法による測定で、患者1人を入院させるものにあつては、6.3㎡以上、患者2人以上を入院させるものにあつては患者1人につき、4.3㎡以上とすること。(療養病床にあつては、患者1人につき6.4㎡以上とすること。) ※療養病床については医療法施行規則附則第7条に経過措置あり。 (平成13年1月31日厚生労働省令第8号)</p> <p>7. 有効内法床面積の算定にあつては、備付けの整理ダンス、洋服ダンス、浴室、物置、洗面所等、容易に移動できないものについては、病室の床面積から除外する。 (1床あたりの有効内法床面積)</p> <p>8. 患者1人あたりの有効内法床面積を記載する。 (採光面積)</p> <p>9. 建築基準法によって、病室の床面積の7分の1以上が必要。 (外気開放面積)</p> <p>10. 建築基準法によって、病室の床面積の20分の1以上が必要。 ただし、建築基準法に定める技術的基準にしたがつて換気設備を設けている場合はこの限りではない。</p>
添付書類の記載要領	
敷地平面図	敷地部分が明確に分かるよう、赤エンピツで囲む。
建物平面図	<p>1. 診療所部分が明確に分かるよう、赤エンピツで囲む。</p> <p>1. 寸法、面積及び各室名を記載する。</p> <p>2. 診療所面積を記載する。</p> <p>4. 診療所が2階以上にわたる場合、各階の平面図を添付する。</p> <p>5. 洗面台及びシンク等、壁や床の固定物を記載する。</p>
定款、寄附行為、条例等	法人代表者の原本証明が必要。